

人・農地プラン決定に伴い、公表する事項

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北金ヶ沢、関、柳田、岩坂集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月15日

3. 当該区域における今後の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	3 経営体
個人	15 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている／担い手はいるが十分ではない／担い手がいない

5. 農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	農地の出し手は、原則的に左記項目により貸し付けを実施することとしたいが、農地中間管理機構の貸し手に対する条件（耕作放棄地の存在の有無等）が厳しいため、従前の農業委員会での利用権設定も併せて活用する。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
その他[右欄に自由に記載]	○	

6. 地域の将来のあり方（地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて）

取組事項	対応	
生産品目の明確化	○	<p>今後は、土壌改良や畑地への転換を図りながら維持・保全に努める。</p> <p>畑地は、2つの農業法人を中心に経営規模の拡大を図り、6次産業化や高付加価値化、低コスト化等に取り組む。</p> <p>そのほかにも、産直施設やインターネット販売にもチャレンジし、農業所得向上を図る。</p>
複合化	○	
6次産業化	○	
高付加価値化	○	
新規就農の促進	○	
その他[]	○	

人・農地プラン決定に伴い、公表する事項

1. 協議の場を設けた区域の範囲

風合瀬、晴山、田野沢集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月15日

3. 当該区域における今後の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	21 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている / 担い手はあるが十分ではない / 担い手がいない

5. 農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	農地の出し手は、原則的に左記項目により貸し付けを実施することとしたいが、農地中間管理機構の貸し手に対する条件（耕作放棄地の存在の有無等）が厳しいため、従前の農業委員会での利用権設定も併せて活用する。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
その他[右欄に自由に記載]	○	

6. 地域の将来のあり方（地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて）

取組事項	対応	
生產品目の明確化	○	風合瀬地区は、認定農業者等の中心経営体と平成 26 年 1 月に設立された N ベース株式会社に農地の集積・集約化と農業受託面積の拡大を図り、6 次産業化を推進する。 晴山・田野沢地区は、中心経営体が農地の集積・集約化を図り、維持・保全を図る。 また、道の駅ふかうらかそせいか焼き村では、農産物の直販や加工販売に取り組んでおり、6 次産業化が図られているため、今後も活用していく。
複合化	○	
6 次産業化	○	
高付加価値化	○	
新規就農の促進	○	
その他[]	○	

人・農地プラン決定に伴い、公表する事項

1. 協議の場を設けた区域の範囲

追良瀬、松原、麴木集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月15日

3. 当該区域における今後の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	20 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている／担い手はいるが十分ではない／担い手がいない

5. 農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	農地の出し手は、原則的に左記項目により貸し付けを実施することとしたいが、農地中間管理機構の貸し手に対する条件（耕作放棄地の存在の有無等）が厳しいため、従前の農業委員会での利用権設定も併せて活用する。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
その他[右欄に自由に記載]	○	

6. 地域の将来のあり方（地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて）

取組事項	対応	
生產品目の明確化	○	追良瀬、松原、麩木地区に存在する水田は、昭和時代に基盤整備したものが多く、水利施設等に老朽化が目立つようになった。 今後は、施設の長寿命化に取り組みながら農地の維持・保全に努める。 追良瀬川流域においては、新品種の主食用米（晴天の霹靂）の特別栽培に取り組む。 また、主食用米から飼料用米、牧草への転作を図るとともに畜産・ぶどう等との複合経営を推進し、米のネット販売やぶどうの直売、大豆のミソ加工などの取組みを振興する。 さらに、新規就農者の掘り起こしに務める。
複合化	○	
6次産業化	○	
高付加価値化	○	
新規就農の促進	○	
その他[]	○	

人・農地プラン決定に伴い、公表する事項

1. 協議の場を設けた区域の範囲

広戸、東野、深浦、長慶平、大館ハウス団地集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月15日

3. 当該区域における今後の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	26 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている／担い手はいるが十分ではない／担い手がいない

5. 農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	農地の出し手は、原則的に左記項目により貸し付けを実施することとしたいが、農地中間管理機構の貸し手に対する条件（耕作放棄地の存在の有無等）が厳しいため、従前の農業委員会での利用権設定も併せて活用する。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
その他[右欄に自由に記載]	○	

6. 地域の将来のあり方（地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて）

取組事項	対応	
生産品目の明確化	○	大字深浦・大字広戸地区の水田は、中心経営体に農地の集積・集約化を図る。
複合化	○	
6次産業化	○	大字東野地区の団地は、現在、牧草を中心に作付けが行われているが、今後の需要量等に鑑み、他の転作作物への転換を図る。
高付加価値化	○	大字長慶平地区の農地は、タケノコを振興作物として農地の維持・管理に努める。
新規就農の促進	○	大字深浦の大館ハウス団地は、今後ともトマトの作付けを中心に新規就農者の研修の場としての役割を保ちながら、品質の向上や低コスト化の取組を実践する。
その他[]	○	また、地域に参入している法人では、6次産業化の取組を推進する。 平成30年4月24日にオープンした深浦町地域産物PR販売拠点施設（海の駅ふかうらまるごと市場）では、農産物の直販や加工販売に取り組んでおり、6次産業化が図られている。

人・農地プラン決定に伴い、公表する事項

1. 協議の場を設けた区域の範囲

横磯、舩作集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月15日

3. 当該区域における今後の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	3経営体
個人	7経営体
集落営農（任意組織）	0組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている／担い手はいるが十分ではない／担い手がいない

5. 農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	農地の出し手は、原則的に左記項目により貸し付けを実施することとしたいが、農地中間管理機構の貸し手に対する条件（耕作放棄地の存在の有無等）が厳しいため、従前の農業委員会での利用権設定も併せて活用する。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
その他[右欄に自由に記載]	○	

6. 地域の将来のあり方（地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて）

取組事項	対応	
生產品目の明確化	○	<p>大字舩作、大字横磯地区に存在する水田は、中心経営体に農地の集約・集約化を図り、農地の維持・管理に努める。</p> <p>また舩作・横磯の広大な大地では、2つの農業法人がすでに6次産業化や高付加価値化に取り組んでおり、今後も経営の拡大を図る。</p> <p>新規就農者の育成も地域ぐるみで推進し、将来の担い手とする。</p> <p>平成24年7月から、地域内に深浦町農水産物加工場が供用開始され、地域の農産物（雪にんじんが主力）のカットやペースト、乾燥・粉末に加工しジャムやドレッシング等に活用されている。（平成30年10月、ふかうら雪人参の名称が特許庁で商標登録された）</p>
複合化	○	
6次産業化	○	
高付加価値化	○	
新規就農の促進	○	
その他[]	○	

人・農地プラン決定に伴い、公表する事項

1. 協議の場を設けた区域の範囲

正道尻、久田、岩崎、沢辺集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月15日

3. 当該区域における今後の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	16 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている／担い手はいるが十分ではない／担い手がいない

5. 農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	農地の出し手は、原則的に左記項目により貸し付けを実施することとしたいが、農地中間管理機構の貸し手に対する条件（耕作放棄地の存在の有無等）が厳しいため、従前の農業委員会での利用権設定も併せて活用する。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
その他[右欄に自由に記載]	○	

6. 地域の将来のあり方（地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて）

取組事項	対応	
生產品目の明確化	○	<p>高齢化や後継不足等により耕作放棄地が増えていくことが懸念される。農業の基盤となる「人」と「農地」について集落内で情報を共有し、5年後、10年後の農業について地域の中心となる担い手農業者、新規就農者への農地集積を計画しながら、将来にわたり安心して農地を管理し、農業生産を維持できる仕組みづくりを考えていく。</p> <p>また、地域資源活用総合交流促進施設（白神海彦山彦館）では、白神地産地消の会が宿泊客に地場農産物を使用した料理を提供しており、地域の6次産業化に今後も貢献していく。</p> <p>新規就農した農業者が自然栽培の水稻とトマトの複合経営に取り組むなど、地域で協力し育成している。</p>
複合化	○	
6次産業化	○	
高付加価値化	○	
新規就農の促進	○	
その他[]	○	

人・農地プラン決定に伴い、公表する事項

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大間越、黒崎、松神、森山集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月15日

3. 当該区域における今後の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	6 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている／担い手はいるが十分ではない／担い手がいない

5. 農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	<p>農地の出し手及び受け手双方の意向を把握しながら農地中間管理機構の活用を図る。</p> <p>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</p>
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
その他[右欄に自由に記載]	○	

6. 地域の将来のあり方（地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて）

取組事項	対応	
生產品目の明確化	○	<p>大字黒崎地区では、現在、基盤整備事業を実施中であり、完成後は、地域の中心経営体に集積・集約化を図ることとなっている。</p> <p>大字大間越、大字松神地区に存在する農地は、農業振興地域の農用地区域に指定されていないこともあり、地区内に担い手が不在となっているため、今後は、他地区の担い手への貸借を図り、農地の維持・管理に努める。</p> <p>地域資源活用総合交流促進施設（十二湖駅）では、農産物の直販や加工販売に取り組んでおり、6次産業化が図られているため、今後も活用していく。</p> <p>地域内外の新規就農者の掘り起しに努め、協力・育成する。</p>
複合化	○	
6次産業化	○	
高付加価値化	○	
新規就農の促進	○	
その他[]	○	